

仕様書

1 業務の内容

(1) 業務件名

令和8年度D Xリテラシー醸成に向けた学習教材提供業務

(2) 業務目的

昨今のデジタル技術の急速な進化等による社会情勢の変化に的確に対応するため、独立行政法人都市再生機構（以下「機構」という。）は、組織一丸となって、D Xを通じて顧客サービスの向上や業務の合理化及び効率化を図ることが求められている。

このような状況に鑑み、令和3年度に策定したD X推進方針に基づき、令和5年度に、各部門のD X施策を取りまとめ、D X推進方針の目的を達成し具現化するための行動計画として、D Xアクションプランを策定した。

このD Xアクションプランの推進をサポートしていくため、職員のD Xリテラシーを醸成し、必要な人材を戦略的に確保・育成していくこととしている。

ついては、全職員を対象に、D Xに関する知識やマインド・スタンスを学習し、D Xリテラシーを醸成するための学習教材の提供を目的とする。

(3) 履行期間

契約締結日の翌日から令和9年3月12日まで

(4) 業務内容

(2)の目的を達成するため、以下の業務を実施する。なお、業務を開始するにあたっては、受注者と機構で打合を複数回開催の上、その内容を踏まえ決定するものとする。

① 全職員向け研修コンテンツの作成及び提供

実施目的	独立行政法人情報処理推進機構及び経済産業省（以下「IPA等」という。）が定めるデジタルスキル標準 ver.2.0 におけるD Xリテラシー標準に準じ、全職員がIT・デジタル技術の基礎知識からプロジェクトへの活用方法まで網羅的に身に付ける。
対象者	全職員（約3,200名）
受講期間	令和9年2月1日～2月26日（約1カ月間）
提供内容	・研修は、以下で説明する研修コンテンツを、受注者のラーニングマネジメントシステム（以下「LMS」という。）で職員が視聴する形式で実施する。 ・デジタルスキル標準 ver.2.0 におけるD Xリテラシー標準の「Why・What・How」及び「マインド・スタンス」に基づき、主に各章に示す以下のテーマを学習内容に含めた構成とする。 [第1章]マインド・スタンス

	- 変化への適応 - 事実に基づく判断 [第2章] Why: D Xの背景及びD Xの捉え方 - 社会・顧客価値・競争環境の変化について - D Xの本質やD X実現に際しての障壁について - 【独自】なぜU RにD Xが必要か [第3章] What: デジタル技術 - クラウド - 【独自】U Rにおけるネットワーク環境について - A I（生成A Iを含む） [第4章] How: データ・デジタル技術の活用事例等 - データ・デジタル技術の活用事例 - ツール利用 - 【独自】Copilot 活用／生成A I ガバナンス - 【独自】U RのD Xアクションプラン施策の紹介 - 【独自】D X人材育成、学習等の社内リソース案内 ・なお、いずれの章においても、D Xに取り組む上で必要な意識変革について具体的・分かりやすく解説するものとする。また、一般論での説明に留まらず、機構職員の意識変革につながるような他社（公的機関※を含む。）の好事例を扱う等の工夫を施した内容とすること。 ・研修コンテンツは、アニメーション等を用いたストーリー形式やケーススタディを活用し、受講者が自分の業務に置き換えて理解できる内容とすること。 ・全職員に理解しやすい構成・表現とし、専門用語を用いる場合は必要に応じて平易な説明を付すこと。 ・短時間かつ分割型のコンテンツとして構成し、受講者が隙間時間でも受講しやすいものとする。 ・各テーマ（機構提供による部分を除く。）の区切りにおいて、受講者が「自分の立場・自部署に置き換えるとどうか」を考えるためのシンキングタイム又はこれに類する振り返り要素を設けること。なお、当該振り返り要素は受講者の内省を目的とするものであり、②に示す理解度確認テストとは別に設けるものとする。 ・【独自】部分は、台本を含むスライド10枚程度を機構から受注者に提供するものとし、受注者は提供を受けた素材をもとにカスタマイズを行うものとする。
--	--

	※公的機関とは、国、地方公共団体及び独立行政法人をいう。 ・受講期間は、令和 9 年の 2 月の 1 か月間とする。 ・所要時間は各テーマ 10 分程度を基本とし、短時間・分割型の受講が可能となるよう構成すること。合計 60～90 分程度とする。
提供方法	・受注者は、本研修コンテンツを受講者が LMS 上で視聴できる状態に設定し、令和 8 年 12 月 25 日までに提供すること。 ・受講期間は令和 9 年 2 月の 1 か月間とし、受注者は当該期間中、受講者が LMS 上で研修コンテンツを視聴できる環境を提供すること。 ・受講者向けコンテンツとは別に、機構内での説明、周知及び研修内容の確認等を目的として、研修コンテンツの内容を確認できる資料一式（PDF 形式その他機構が閲覧可能な形式）を令和 8 年 12 月 25 日までに提供すること。
提供先	神奈川県横浜市中区本町六丁目 50 番地 1 横浜アイランドタワー 9 階 独立行政法人都市再生機構 デジタル推進部 DX 推進課
留意点等	・内容等について、予め機構と十分に協議を行い、機構の了解を得ること。 ・受注者が既に保有する汎用コンテンツを活用する場合であっても、機構の業務特性や受講対象者層を踏まえ、必要な範囲で構成・説明順・補足資料等を調整し、受講者の理解促進に資するものとする。

② 全職員向け 1 問 1 答用問題の作成及び提供

実施目的	IPA 等が定めるデジタルスキル標準 ver.2.0 における DX リテラシー標準に準じ、全職員が IT・デジタル技術の基礎知識からプロジェクトへの活用方法まで網羅的に身に付ける。
対象者	全職員（約 3,200 名）
提供内容	・デジタルスキル標準 ver.2.0 における DX リテラシー標準で定めるテーマに基づき、①の研修コンテンツ（機構提供による部分を除く。）の理解度を確認するとともに、受講者が学習内容を自部署・自業務に引き付けて考えられるような理解度確認テストを計 30 問程度作成すること。 ・作成した理解度確認テストは、①の研修コンテンツの各章の学習内容に対応したものとし、各章の受講後に LMS 上で回答できるよう設定すること。

	・解説は選択肢ごとに作成し、正誤の理由及び周辺知識を含めて体系的に理解できる内容とする。 ・理解度確認テストは、全職員に理解しやすい設問・表現とし、受講者が自分の業務に置き換えて考えられる事例やケーススタディを含めること。 ・問題は、4つの選択肢を提示するものとする。また、回答は、正解または不正解のものを1つ選択する形式とする。
提供方法	・理解度確認テストは、1の研修コンテンツに対応するものとしてLMS上に実装し、各章1問1答用問題の受講後に回答できる状態で令和8年12月25日までに提供すること。 ・受講終了後、受講履歴及び理解度確認テストの回答結果について、機構が集計・分析可能な形式で出力できるものとする。 ・出力データには、少なくとも受講者ごとの受講状況、各設問の回答結果、正答率その他理解度の把握に必要な情報を含めること。 ・出力データはCSV形式とし、Microsoft Excelで利用可能な状態で令和9年3月12日までに機構へ提供すること。また、受講状況確認のため、途中の情報も提供できるようにすること。 ・なお、受講履歴及び回答結果に係る分析、考察又は報告書の作成は不要とする。
納入先	神奈川県横浜市中区本町六丁目50番地1 横浜アイランドタワー9階 独立行政法人都市再生機構 デジタル推進部 DX推進課
留意点等	・問題の難易度、内容等について、予め機構と十分に協議を行い、機構の了解を得ること。 ・問題及び解説の作成にあたっては、動画コンテンツとの対応関係が分かるよう整理し、受講後の復習や職場での対話につなげやすい内容とすること。

(5) 成果物及び納入期限

業務内容	成果物	納入期限
① 研修コンテンツ	LMS上で受講可能な研修コンテンツ	令和8年12月25日
	研修コンテンツ資料一式(PDF等)	令和8年12月25日
② 理解度確認テスト	LMS上で回答可能な理解度確認テスト	令和8年12月25日
	受講履歴・確認テスト結果(CSV)	令和9年3月12日

2 LMS のセキュリティ要件

- (1) ISO/IEC27017 の認証を取得している。ISO/IEC27017 の認証を取得していない場合は、以下のいずれかに対応していること。
 - ① ISMAP 又は ISMAP-LIU クラウドサービスリストに登録されているクラウドサービスであること。(ISMAP 又は ISMAP-LIU クラウドサービスリストの言明対象範囲に記載のデータセンタ(リージョン)を指定すること)
 - ② CS ゴールドマーク又は FedRAMP の認証を取得していること。
 - ③ 保証業務実務指針 3850「情報セキュリティ等に関する受託業務の Trust に係る内部統制の保証報告書に関する実務指針」の監査フレームワークに対応していること。
 - ④ SOC2/SOC3 の監査フレームワークに対応していること。
- (2) 次に掲げるセキュリティ対策を講じること。
 - イ 管理者アカウントに対し、多要素認証機能を実装していること。
 - ロ 管理者アカウント及びパスワードを設定するアカウントに対し、英大文字、英小文字、数字及び記号のうち 3 種類以上を組み合わせ、15 桁以上を設定すること。
 - ハ クラウドサービスへ影響を与える重要な操作に対するアクセス制御、認証失敗時のアクセス制限、IP アドレスによるアクセス制限その他必要なアクセス制御等が実施できること。
 - ニ 不正アクセス及び不正操作等の検証が可能な監査ログを取得し、保存できること。
 - ホ 通信経路について TLS1.2 以上による暗号化を実施していること。
 - ヘ 保存データについて、電子政府推奨暗号リスト (CRYPTREC) に基づく暗号方式及び安全なプロトコルを採用していること。
 - ト サービス利用終了時又は利用者情報削除時において、暗号化消去その他確実な方法により情報を消去できること。
 - チ 多要素認証の一部として使用される場合、英大文字、英小文字、数字及び記号のうち 3 種類以上を組み合わせ、8 桁以上を設定すること。また、設定可能なパスワードの長さは最大 64 桁まで対応できることが望ましい。
- (3) 2025 年度以降に情報セキュリティインシデントが発生している場合は、当該インシデントの原因分析及び再発防止策を実施していること。ただし、ISMAP 又は ISMAP-LIU クラウドサービスリストに登録されている場合はこの限りでない。
- (4) 機密性 3 情報 (個人情報) を海外のデータセンターに保存する場合は、個人情報の保護に関する法律その他関係法令及び機構の関係規程に基づき適切な措置を講じること。

3 暴力団員等による不当介入を受けた場合の措置について

- (1) 業務の履行に際して、暴力団員等による不当要求又は業務妨害(以下「不当介入」という。)を受けた場合は、断固としてこれを拒否するとともに、不当介入があった時点で速やかに警察に通報し、捜査上必要な協力を行うこと。
- (2) (1)により警察に通報をした場合は、速やかにその内容を記載した文書により発注者に報告すること。
- (3) 暴力団員等による不当介入を受けたことにより工程に遅れが生じる等の被害が生じた場合は、発注者と協議を行うこと。

4 その他

- (1) 本業務は、契約書及び仕様書に定めるほか、機構の担当者と十分協議しながら作業を実施するものとする。なお、協議・調整の結果、内容等の変更を行う場合がある。
- (2) 本業務における諸経費は、受注者の負担とする。
- (3) 業務実施のために要する設備・備品・消耗品等は、受注者の負担で用意するものとする。
- (4) 本業務の実施にあたり、業務①及び業務②の主たる部分についての再委託は認めない。
- (5) 本業務において当機構の情報を第三者に漏らしたり、他の目的に使用したりしてはいけない。
- (6) 受注者は、誠実な態度をもって業務を実施すること。
- (7) 成果品に新たに著作権が生じるときは、その権利は原則として機構に帰属するものとし、内容により機構への帰属が困難なものは機構と協議すること。成果品の対象に含まれない作成物、本業務の開始前より受注者に権利が帰属する著作物及びそれらの派生物に係る著作権は受注者に帰属するが、機構の技術情報が加わる場合は機構と協議すること。
- (8) 本業務実施において、(1)に定める契約書及び仕様書に記載のない事項や疑義等が生じた場合は、その都度機構と協議すること。

以 上